

伊佐市農業委員会 8 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 11 月 29 日 (水) 午前 9 時 3 分から 10 時 28 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (31 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	13 番委員	1 番推進委員	12 番推進委員
2 番委員	14 番委員	2 番推進委員	13 番推進委員
3 番委員		3 番推進委員	14 番推進委員
4 番委員		4 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員		5 番推進委員	16 番推進委員
8 番委員		6 番推進委員	17 番推進委員
9 番委員		7 番推進委員	18 番推進委員
10 番委員		8 番推進委員	19 番推進委員
11 番委員		9 番推進委員	20 番推進委員
		10 番推進委員	

4. 欠席委員 (2 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 1 番委員 2 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時3分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
本年も後1カ月余りになりました。インフルエンザも流行りつつありますので、皆さんも健康に留意し活動をよろしく願いいたします。
本日は、5番委員が欠席で出席人数は12人です。規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
1番農業委員と2番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 資料の1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」の報告第1号につきまして、資料1ページから13ページになります。

1ページの農地法による合意解約が1件、田6筆で、13ページ農業経営基盤強化促進法による利用権合意解約が50件、うち田107筆、畑21筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 28ページをお開きください。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、利用権貸借についてご説明いたします。
期間は2年から10年で、面積は田298,160㎡、畑49,319㎡、計347,479㎡です。なお、設定期間が12月31日からの案件につきましては、中間管理機構への貸付けであります。
利用権を設定する者の数68名、設定を受ける者の数17名、土地の明細につきましては、14ページ整理番号1番から27ページ整理番号69番のとおりです。
以上、報告を終わります。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番・2番・3番・4番・5番については、譲受人が同一ですので、一括の報告をお願いします。10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番から5番につきまして、譲受人が NMさんと同一ですので、去る11月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。
申請人 NMさんは、伊佐市菱刈前目4415番地に居住され、自治

会は前目麓で、年齢は62歳です。

申請人の経営面積は借入農地4,363㎡を含め30,470㎡で下限面積をクリアし取得可能であります。農業従事者は2名で、経営意欲があり、農機具等は完備されています。

それでは申請1件ごとに報告いたします。

まず、整理番号1番の渡し人 TRさんは、伊佐市大口里1564番地39 GSに居住され、自治会は一の山で、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字先白坂4522番、地目は畑、地積は391㎡で所有権移転売買であります。通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。

次に、整理番号2番の渡し人 TYさんは、伊佐市菱刈前目4770番地1に居住され、自治会は成政住宅で、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字先白坂4526番、地目は畑、地積は1,033㎡で所有権移転売買であります。通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。

次に、整理番号3番の渡し人 NIさんは、伊佐市菱刈前目2000番地8に居住され、自治会は前目麓で、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字先白坂4514番、地目は畑、地積は860㎡で所有権移転売買であります。通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。

次に、整理番号4番の渡し人 NHさんは、伊佐市菱刈前目2148番地に居住され、自治会は前目麓で、年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字先白坂4509番1、地目は畑、地積は303㎡及び、前目字先白坂4515番、地目は畑、地積は773㎡で所有権移転売買であります。通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。

最後に、整理番号5番の渡し人 KTさんは、伊佐市菱刈前目2186番地1に居住され、自治会は前目下で、年齢は99歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字中白坂4624番、地目は畑、地積は408㎡で所有権移転売買であります。通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。

申請5件とも、航空写真、地図、全部事項証明書が添付してあります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問

はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番・2番・3番・4番・5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号1番・2番・3番・4番・5番は、許可が決定いたしました。

議 長

整理番号6番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る11月19日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈下手3426番地1に居住され、自治会は下手仁王で、年齢は52歳です。

渡し人 HHさんは、千葉県習志野市秋津2-3-2-103に居住され、市外住民で、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流4324番191で、地目は田、地積は516㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は18,845㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約100mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号7番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
整理番号7番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いました
ので、13番が報告いたします。

申請人 KYさんは、伊佐市大口里3124番地に居住され、自治会
は東戸切で、年齢は79歳です。

渡し人 IDさんは、伊佐市大口里2954番地に居住され、自治会
は中戸切で、年齢は94歳です。

申請地は、伊佐市大口里字五反田3216番35で、地目は田、地積
は604㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は5,310㎡で取得可能面積であります。農業従事
者は1名で、通作距離は0.1km位で、現況は良く管理された農地で
あります。経営意欲はありますが、農機具等は全て知合いの農家から借
り手作業されるようです。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当
しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を
終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問
はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号8番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る11月25日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 YMさんは、伊佐市菱刈荒田2658番地に居住され、自治会は青木元で、年齢は76歳です。

渡し人 YKさんは、始良市池島町28番地9に居住され、市外住民で、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字青木元2773番、地目は田、地積は2,189㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は18,713㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約100mで、現況は不耕作地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号8番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号9番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>
1	1番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る11月25日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。</p> <p>申請人 MKさんは、伊佐市大口里1658番地3に居住され、自治会はあたごで、年齢は53歳です。</p> <p>渡し人 MTさんは、伊佐市菱刈市山1371番地に居住され、自治会は上市山で、年齢は83歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈市山字永美登利1274番、地目は田、地積は1,576㎡、同じく字葦刈1602番8、地目は田、地積は1,418㎡、同じく字古屋敷1370番1、地目は田、地積は260㎡、同じく字古屋敷1407番、地目は田、地積は1,783㎡、同じく字古屋敷1408番、地目は田、地積は1,276㎡、同じく字荒平1609番4、地目は田、地積は2,104㎡の計6筆で、地積合計は8,417㎡の所有権移転贈与です。</p> <p>受人の経営面積は今回の贈与面積8,417㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約5kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号9番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号10番について、14番農業委員の報告を求めます。
14番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、14番が報告いたします。 申請人 NYさんは、伊佐市菱刈川北1672番地に居住され、自治会は中野で、年齢は68歳です。 渡し人 IIさんは、霧島市国分福島三丁目23番地24号に居住され、市外住民で、年齢は36歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字掃除尻1662番1、地目は田、地積は766㎡、同じく字掃除尻1667番1、地目は田、地積は1,164㎡で、地積合計は1,930㎡の所有権移転売買です。 受人の経営面積は12,892㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100～300mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。

		よって整理番号10番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号11番について、14番農業委員の報告を求めます。
14番 農業委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、14番が報告いたします。</p> <p>申請人 Y Tさんは、伊佐市菱刈前目3572番地2に居住され、自治会は山田中原で、年齢は33歳です。</p> <p>渡し人 I Iさんは、霧島市国分福島三丁目23番地24号に居住され、市外住民で、年齢は36歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之元3366番12、地目は田、地積は1,481㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は60,478㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約600mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号11番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	整理番号12番について、14番農業委員の報告を求めます。

- 1 4 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、14番が報告いたします。
- 申請人 YYさんは、伊佐市菱刈前目3497番地1に居住され、自治会は山田中原で、年齢は36歳です。
- 渡し人 RNさんは、伊佐市菱刈前目3862番地に居住され、自治会は大山口で、年齢は86歳です。
- 申請地は、伊佐市菱刈前目字石ケ丸3397番1外5筆で、地目は5筆とも田、地積は合計で6,654㎡で、所有権移転売買です。
- 受人の経営面積は今回の購入面積6,654㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。
- よって整理番号12番は、許可が決定いたしました。
- 議長 整理番号13番について、11番農業委員の報告を求めます。
- 1 1 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 RYさんは、伊佐市菱刈前目3903番地5に居住され、年齢は25歳です。

渡し人 SYさんは、栃木県宇都宮市清原台1丁目13番14号に居住され、市外住民で、年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字弓掛3900番2で、地目は畑、地積は1,048㎡、同じく字弓掛3903番6で、地目は畑、地積は816㎡、同じく字弓掛3903番4で、地目は田、地積は578㎡、同じく字弓掛3909番19で、地目は畑、地積は758㎡で、地積合計は3,200㎡で、所有権移転贈与です。

受人は新規就農者で、経営面積は今回の贈与面積3,200㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等はリース及び購入予定であります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号13番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号14番・15番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
推進委員 整理番号14番・15番は夫婦の名義の土地を息子さんに贈与する申請

になります。去る11月25日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 UTさんは、伊佐市大口金波田1008番地37に居住され、自治会は金波田で、年齢は60歳です。

整理番号14番の渡し人 UIさんは、伊佐市大口金波田1008番地に居住され、自治会は金波田で、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字極楽626番で、地目は畑、地積は2,295㎡、同じく字極楽633番外2筆で、地目は田、地積は3筆合計7,289㎡で、畑・田の地積合計は9,584㎡です。

通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

続きまして、整理番号15番の渡し人 URさんは、伊佐市大口金波田1008番地に居住され、自治会は金波田で、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字前村1002番4で、地目は畑、地積は660㎡、同じく字須川398番外1筆で、地目は田、地積は2筆合計5,941㎡で、畑・田の地積合計は6,601㎡です。

通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号14番・15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号14番・15番は、許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号16番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請人 農事組合法人 Sは、伊佐市菱刈市山767番地1に事務所を置く農地保有適格法人です。</p> <p>渡し人 TNさんは、伊佐市菱刈市山861番地に居住され、自治会は下市山で、年齢は81歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈市山字中道659番で、地目は田、地積は2,935㎡で、所有権移転贈与です。</p> <p>受人の農事組合法人 Sの経営面積は238,021㎡で、取得可能面積であります。常時農業従事者は13名で、水稻を中心に大豆や小麦の生産を行っています。通作距離は約100mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、航空写真、常時農業従事者名簿、農事組合法人 Sの定款が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
17番 推 進 委 員 事 務 局	<p>Tさんが、法人に贈与ということですが、これは適用されるのですか。</p> <p>今回の申請は無償譲渡ですので、所有権移転贈与ということになります。有償譲渡の場合は、所有権移転売買になります。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p>

整理番号16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号16番は、許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数16件について、16件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月24日、3番農業委員、14番農業委員2名と、申請人の代理人 行政書士 TRさん立会のもと共同調査を行いましたので、14番農業委員が報告いたします。

申請人 OKさんは、伊佐市菱刈荒田2310番地に居住され、畜産農家で、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸2024番1で、地目は田、地積は1,944㎡です。

農地区分は農用地区域内農地で、転用目的は牛舎及び牛の運動場となっております。

所在地は、本城小学校から西へ約2kmに位置し、南側は県道、東側は資材置き場、北側と西側は山林となっており、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、外必要書類は全て揃っています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番・2番・3番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
農 業 委 員 のうち、整理番号1番から整理番号3番については譲受人が同一者ですので一括して報告いたします。

去る11月24日、申請人の代理人で、鹿児島市真砂町に在住の行政書士 KYさん立会いのもと、4番推進委員、1番農業委員の2名で、共同調査を行いましたので、私1番農業委員が報告をいたします。

整理番号1番の譲渡人は、伊佐市大口里3093番地3に居住されている MKさんで、自治会は上ノ馬場で、年齢は65歳です。

譲受人は、東京都品川区大崎一丁目11番2号にあります 株式会社 R 代表取締役 TSさんです。

申請地は、伊佐市大口里字羽田島2547番1で、地目は田、地積は769㎡です。

整理番号2番の譲渡人は、伊佐市大口里2957番地に居住されている MKさんで、自治会は上ノ馬場で、年齢は66歳です。

譲受人は、同じく 株式会社 R 代表取締役 TSさんです。

申請地は、伊佐市大口里字羽田島2548番1で、地目は田、地積は

827㎡です。

整理番号3番の譲渡人は、伊佐市大口上町30番地4に居住されているKYさんで、この名義は外3名の共有名義になっています。

譲受人は、同じく株式会社R代表取締役TSさんです。

申請地は、伊佐市大口里字羽田島2550番1で、地目は田、地積は303㎡で、外1筆890㎡、2筆合計1,193㎡です。

整理番号1番から整理番号3番までの4筆合計地積面積は2,789㎡になります。

本申請は賃借権を設定しており、転用目的は、コンビニエンスストアR店舗兼駐車場となっています。

所在地は労働金庫より東側へ約500m位で、新しく開通しました国道267号人吉線とふるさと農道との交差点に位置し、駐車場は普通車20台、大型車2台を目的としてあります。北側は田、東側は田、南側は国道267号、西側は農道となっています。

農地区分は農用地区域外で第3種農地、第一種居住地域となっています。北側と東側の水田に面する所には、細かい目のフェンスを張り、また、水田側はトラクター等大型農機に支障がないよう境界線より控えた建設と設計してあります。

現在の水田の高さより歩道に合わせた高さにかさ上げすることです。汚水は合併浄化槽を設置し処理された水や雨水等は、西側の水路へ流すことです。雨水や土砂の流失を防止するために、周囲はブロック積みをするということです。

土地改良区よりの意見書の確認もされています。なお、近隣の水田耕作者には今のところ支障はないと思いますが、一応の断わりをして頂くよう伝えてあります。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、案内図、地籍図、配置計画書、平面詳細図、実面図、断面図、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、意見書、現在事項全部事項証明書、定款、委任状等が提出されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番・2番・3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番・2番・3番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7 番 農 業 委 員		<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る11月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、13番農業委員、私7番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、7番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は、阿久根市折口2467番地に居住されているEKさんです。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口下殿848番地1下殿団地1-22に居住されているYMさん55歳で、自治会は駅前であります。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口鳥巢字桶掛885番2で、地目は畑、地積は1,811㎡であります。</p> <p>所在地は、伊佐市文化会館から北西約700mに位置し、東側は田、西側は山林、南側は道路、北側は宅地であり、周辺に与える影響はないものと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、47.2kwを計画してあります。</p> <p>申請地は、利用状況調査でA判定もしくはB判定に近い農地であったようですが、調査に行った際には雑木、雑草等きれいに刈り取ってありました。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定につい
農 業 委 員 てのうち、整理番号5番について、去る11月24日、申請人の代理人
行政書士 TRさん立会のもと、7農業委員、私13番農業委員の2名
で共同調査を行いましたので、13番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口上町39番地13に居住されている WKさん
で、自治会は里町で、年齢は34歳であります。

譲渡人は、伊佐市大口大田2373番地20に居住されている MY
さんで、自治会は浜里で、年齢は84歳であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第3種農地となっており、転
用目的は一般住宅となっております。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2595番2で、地目は田、地積
は517㎡であります。

所在地は、あゆみ保育園から西へ約15mに位置しており、南側は宅
地、東側は田、北側は駐車場、西側は宅地であり、周辺に与える影響は
ないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、地籍図、平面図、事業計画
書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証
明書が添付されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひ
いたしまして、私の報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、
農 業 委 員 整理番号6番について、去る11月24日、申請人のKYさんと、行政書士のMさん立会いのもと、5番農業委員、6番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、4番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、霧島市横川町下ノ1399番2に居住されているTMさんであります。

譲渡人は、伊佐市大口里1727番地に居住されているKYさんで、自治会は小水流であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は太陽光発電施設となっており、隣接宅地との一体事業であります。パネル設置枚数192枚、発電力が47.2kwとなつとります。

申請地は、伊佐市大口里字小水流1725番7で、地目は畑、地積は7.4㎡、外2筆、計3筆で、地積合計は529.4㎡であります。

所在地はタイヨウから南へ約300mに位置しており、現状は不耕作地となっており、東側は太陽光発電施設、西側は原野、南側は原野・墓地、北側は道路を挟んで宅地・太陽光発電施設であり、周辺に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、経済産業省の発電設備認定通知書の写し、及び工事負担金請求書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る11月24日、申請人の代理人行政書士のTRさん立会いのもと、15番農業委員、15番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、11番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市菱刈田中535番地3に居住されているIKさんで、自治会は田中中で、年齢は36歳であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈田中517番地3に居住されているNHさんで、自治会は田中中で、年齢は57歳であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第1種農地となっており、転用目的は一般住宅及び資材置き場となっております。

申請地は、伊佐市菱刈田中字野中790番1で、地目は畑、地積は927㎡であります。

所在地は田中小学校から東へ約1kmに位置しており、南側は畑、東側は畑、北側は市道を挟んで宅地、西は農道を挟んで田であり、周辺に与える影響はないものと思われま。す。汚水及び生活排水は、公共下水道等(集落排水)を利用することです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、地籍図、配置図、事業計画

書、融資予定証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数7件については、7件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番について、去る11月24日、申請人の代理人 司法書士 ASさん立会いのもと、2番推進委員、18番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番農業委員が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市大口山野4302番地6に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字松木原1395番2外1筆、地目は畑、地積は1,664㎡です。

非農地となった時期及び理由については、昭和40年半ばより耕作放棄地状態になったが、今年9月4日の遺贈によりそのままにしていた。

この申請地は、農業公社より北西に約200mに位置し、東側は畑、西側は山林、南側も山林、北側も山林であります。

3名の調査員の意見において、農地性は喪失しているため、農地への復旧は困難と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」は、1件の申請のうち1件の許可が決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。11月の月例報告をします。
去る7日、11月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局の職員が出席しております。

24日、現地調査を一斉にしております。29日、本日は第8回農業委員会の総会です。

12月の行事予定ですが、5日に12月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。26日が第9回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

その他、お知らせですが、12月26日が今年最後の総会です。総会

終了後、研修会を開催したいと思いますので、当日は、皆さんに以前配布しました研修ファイルをご持参してください。

また、当日は、午後6時30分から忘年会を計画していますので、出欠の確認を12月15日までに、事務局までご連絡ください。

以上です。

議

長

他にないでしょうか。

(全員なし)

これで、平成29年度 第8回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時28分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

.....

伊佐市農業委員

.....

伊佐市農業委員

.....